

3章 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフライン確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた連携方法を調整する。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて提供できるよう、災害対策本部内で情報を一元化して、自衛隊・警察・消防と十分に連携を図る。

表 2-3-1 自衛隊・警察・消防との連携事項

連携先	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の撤去
消防	・道路啓開時の災害廃棄物の撤去 ・仮置場での火災
警察	・道路啓開時の災害廃棄物の撤去 ・仮置場での盗難や不法投棄 ・貴重品などの取扱い

※道路啓開：がれき等の処理による最低限の車両通行路の確保

(2) 市町村等、道及び国の協力・支援

他市町村等、道による協力・支援については、あらかじめ締結している災害協定等に基づき、町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたっては、各地における災害対応力向上を目的に国が運営するD.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を有効に活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行するうえで、町の職員が不足する場合については、道に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、道職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

表 2-3-2 災害時応援協定

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成 27 年 3 月 31 日	災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道町村会長	災害時等における道及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関する協定

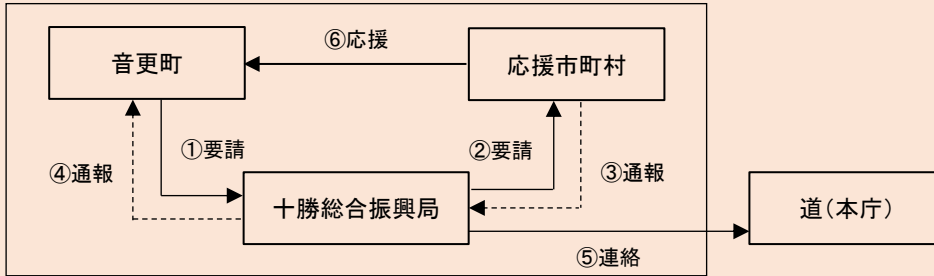
連絡系統

(応援の要請等の連絡系統)

応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、以下のとおりとする。
 十勝総合振興局との連絡が取れない場合、または十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間または道(本庁)を経由して応援要請及び通報を行うものとする。なお、事後にその旨を連絡するものとする。

第1要請(十勝総合振興局の市町村への要請)

《十勝総合振興局地域》

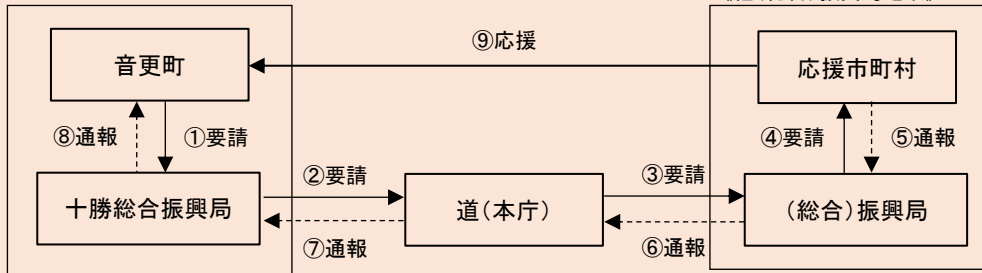


第1要請時の連絡系統図

第2要請(他(総合)振興局の市町村への要請)

《十勝総合振興局地域》

《他(総合)振興局地域》

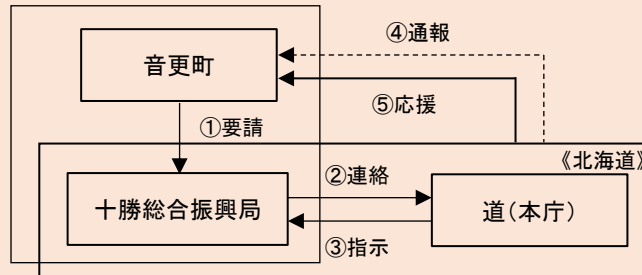


第2要請時の連絡系統図

第3要請(道への要請)

《十勝総合振興局地域》

《北海道》



第3要請時の連絡系統図

図 2-3-1 道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統

出典：北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）北海道【資料編】 p.1-10 一部修正・加筆

(3) 民間事業者団体等との連絡

本町では、民間事業者との間に災害時における協定を締結しており、必要に応じて災害廃棄物処理の協力を要請する。発災後には、災害廃棄物処理を円滑に進めるため、協定に基づき速やかに協力体制の構築を図る。令和3年1月31日現在、本町では災害応急対策の実施に関して54団体と応援協定を結んでいるほか、令和2年度中にごみ収集運搬業者及びし尿業者との協定を締結する予定である。

今後、災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。なお、北海道では北海道産業資源循環協会（旧：公益社団法人北海道産業廃棄物協会）との間に「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結しており、必要に応じて道を通じて災害廃棄物処理における協力を要請する。

(4) ボランティアとの連携

大規模災害時には、図 2-3-2 に示す音更町地域防災計画における体系図を基本とし、ボランティアが必要な際は、災害ボランティアセンターへ支援を要請する。ボランティア活動には様々な種類があり、災害発生初期には災害応急対策物資等の輸送及び配分、避難所の運営等が挙げられる。時間の経過とともに、災害廃棄物に係る活動として、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が必要となる。このほか、道外からボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定される。

【災害ボランティア活動の留意点】

- 1) 災害廃棄物処理を円滑に行うため、あらかじめボランティアに周知するためのチラシ等を作成しておき、災害廃棄物処理の担当者が活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を配布・説明しておくことが望ましい。
- 2) 災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等に危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項は必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせない。
- 3) 災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、災害ボランティアセンターで準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防塵マスク、安全ゴーグル）が必要である。
- 4) 破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉塵に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診察を受けてもらう。
- 5) 水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

※出典：環境省災害廃棄物対策指針【技12】（令和2年3月改定）を参考に作成

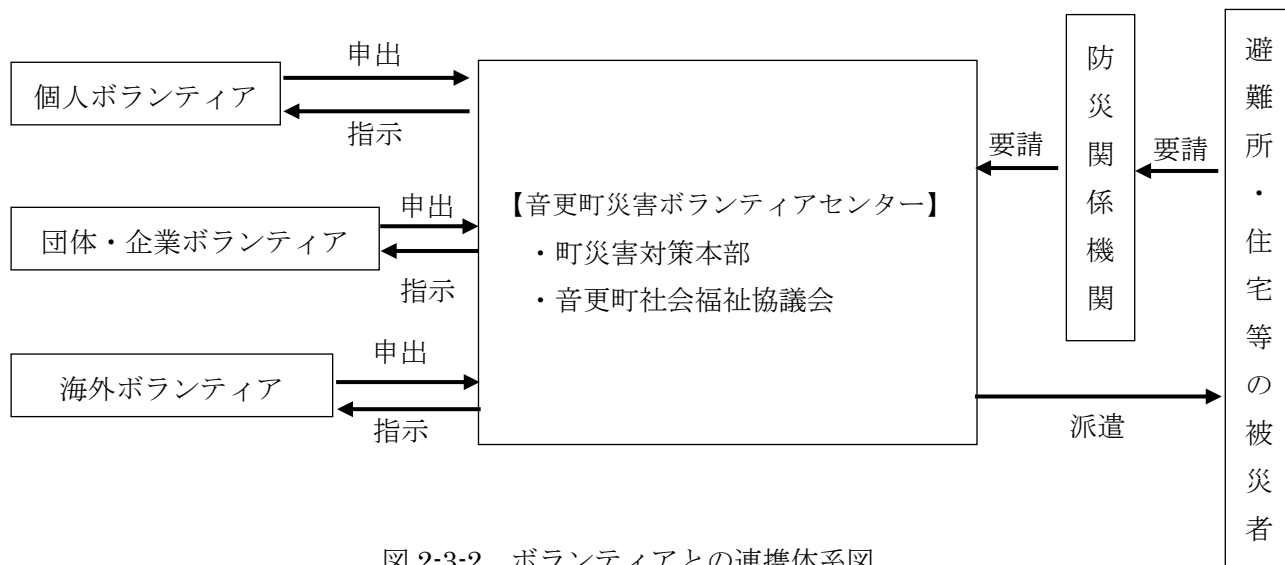


図 2-3-2 ボランティアとの連携体系図

(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

災害廃棄物は、原則として市町村が処理主体となる。しかしながら、甚大な被害により災害廃棄物処理を進めることが困難な場合は、道との調整により必要な人材の派遣等の支援を行うが、被害が甚大で道等の支援を受けても処理の事務を進めることが困難な場合、地方自治法に基づき、道が市町村に代わって処理を行う。道が市町村に代わって処理を行う場合、道は事務の委託（地方自治法 252 条の 14）または事務の代替執行（地方自治法 252 条の 16 の 2）に基づいて実施する。

事務委託及び事務の代替執行の特徴は、表 2-3-3 のとおりであり、いずれも双方の議会の議決等必要な手続きを経て実施する。事務の委託の流れの例を図 2-3-3 に示す。

また、平成 27 年 8 月 6 日に施行された廃棄物処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律では、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件*を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）は災害廃棄物の処理を代行することができると新たに定められている。

※要件：処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等

表 2-3-3 事務委託及び事務代替

事務の委託 (地方自治法 252 条の 14)	内容	執行権限を委託先の自治体に譲り渡す制度
	特徴	技術職員不足の自治体への全面関与
事務の代替執行 (地方自治法 252 条の 16 の 2)	内容	執行権限を保持したまま執行の代行のみを委託する制度
	特徴	執行権限の譲渡を伴わない (執行による責任は求めた自治体にある)

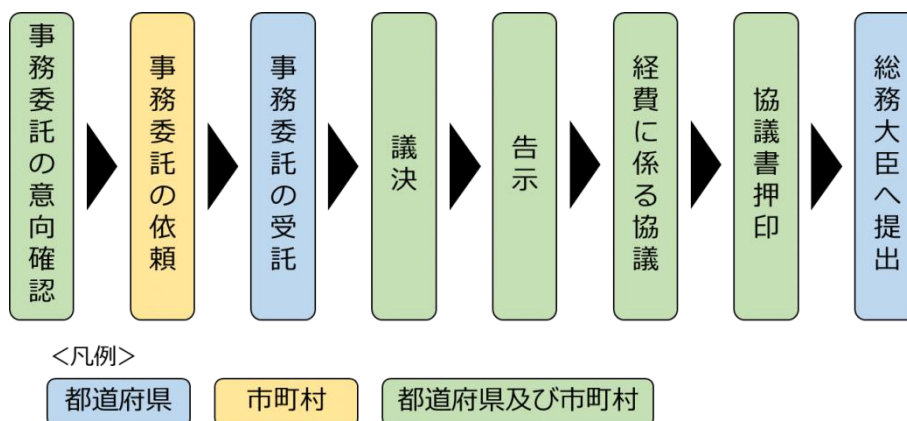


図 2-3-3 事務の委託の流れ（例）